

ご質問・ご感想の内容(メールの原文のまま掲載させて頂きました)	回答
福島県のメガソーラーに関して、光害。事業者の説明と実際、1日の光害時間、5分の説明に対し、53分だと。 良くあるケースでは困りますが、風力発電とメガソーラーは違うとは言え。 やはり、エビデンスを提示してほしいですね。 皆さんは、ご存知でしょうか中坊公平氏。森永と素。豊島産廃公害。豊田商事問題の被害者救済に尽力された方です 晩年は、バブル崩壊の最終処理と言われた、住宅債権管理機構の代表となられ、バブル崩壊の後始末に尽力された方です。 直接、公害問題や訴訟。原告となる町民側の被害と被告の責任と因果関係等。非常に厳しい経緯と裁判事情。実体験として、記憶にも、印象にも残っています。 福島県のメガソーラーの様にならないためにも、不幸にも睡眠障害や健康被害を被る高齢者がでない様に。 また、過疎の出雲崎町の歴史文化、風光明媚さ等、価値や魅力を破壊しかねない可能性が無い旨。明確なエビデンスを提示要求するのは、当然だと考えます。 是非、ご対応をお願いします。	いつも弊社の風力発電事業計画に対し、貴重なご意見をいただき誠にありがとうございます。 福島におけるメガソーラーの光害事例や、中坊公平氏が尽力された過去の公害問題を踏まえ、「事前に明確なエビデンスを提示すべきである」というご指摘につきましては、住民の皆様の安心安全を守る上で大変重要なご要望であると深く認識しております。 ●●様が求められている、風車騒音・低周波音による睡眠障害や健康被害のリスクに関する明確なエビデンス（客観的予測データおよびその評価）につきましては、先般お届けいたしました『ふうしゃだより Vol.4』の第5章に本事業の具体的な数値を掲載させていただいております。 本事業におきましては、国（環境省）が定めた指針に基づき、地形や風況等の条件を極めて厳しめ（安全側）に設定した上で、コンピューターによる騒音シミュレーションを行っております。その結果、全ての予測地点において「残留騒音との差分が5dB以内」という国の基準をクリアしており、耳に聞こえない低周波音につきましても、人が一般的に感じ始める基準（100dB）を大幅に下回る最大64dBという予測値となっております。これら科学的知見に基づき、本事業において騒音・低周波音による健康への影響が生じる可能性は低いと評価しております。 しかしながら、音の聞こえ方や感じ方には個人差があることも十分に理解しております。そこで弊社では、同じく『ふうしゃだよりVol.4』の第6章にごじます通り、建設後に以下の対応を住民の皆様とお約束（協定締結）させていただく体制を整えております。 ●風車騒音・低周波音の事後調査（実測）の実施：建設後に実際の騒音値を計測し、予測値との比較結果を公表いたします。また、ご要望のあった地点についても追加で事後調査を実施いたします。 ●外部専門家を交えた調査・確認：不眠や生活への支障をご相談いただいた場合は、弊社の費用負担にて外部の専門調査機関に測定を依頼し、医学的・専門的知見を交えて原因を総合的に検討いたします。 ●調査結果を踏まえた実効性のある対策：調査の結果、風車の運転が原因で生活に支障が生じていると判断される場合には、状況に応じて、発電量を落とした「低騒音モードでの運転」や、「一部風車の運転休止」などの対策を確実に実施いたします。 弊社といたしましては、「説明して終わり」にするのではなく、これらの具体的なデータと建設後の厳格な対面対応（約束）こそが、皆様にお示しできる最大の安心材料でありエビデンスであると考えております。今後とも、いただいたご不安や疑問に対しては、本資料のように客観的な事実に基づき、一つひとつ誠実に説明を尽くしてまいります。